

# 第 19 回総会議事録

(令和 7 年 1 月 24 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第19回総会 議事録	
日 時	令和7年1月24日（金）午後2時00分～午後3時30分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農業委員会が発行した12月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第6号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>34番 許可</p> <p>35番 許可</p> <p>36番 許可</p> <p>37番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>23番 許可相当</p> <p>24番 許可相当</p> <p>25番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>43番 許可相当</p>

	<p>44番 許可相当</p> <p>45番 許可相当</p> <p>46番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>59番 証明交付</p> <p>60番 証明交付</p> <p>61番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>12番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>20番 利用確認</p> <p>第7号議案</p> <p>9番 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>14番 証明交付</p> <p>第9号議案</p> <p>18番～21番 協力</p> <p>第10号議案</p> <p>6番 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第19回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号17番 加藤 保委員、18番 石井 芳明委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>34番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受法人は申請地の隣地を借り入れ、シャインマスカットを栽培しています。なお、その農地は、同じ代表取締役の別法人により令和2年に営農型太陽光発電設備を設置しています。また、譲受法人は山梨県韮崎市の農地を所有しており、そちらも同様にシャインマスカットを栽培し、別法人で営農型太陽光発電設備を設置しています。譲受法人は農業拡大を検討しており、譲渡人は経営縮小を希望していたため、売買の話がまとまりました。申請地でもシャインマスカットを栽培する予定です。</p> <p>譲受法人の経営農地は全て効率的に利用されています。</p> <p>常時従事者は代表取締役を含む役員3名です。横浜の農地は代表取締役とパート</p>

従業員1名、山梨県の農地は役員3名とパート従業員1名で耕作しています。今後それぞれの農地で新規雇用をする予定です。

地域との調和要件について、譲受法人は現在、申請地の隣地を耕作しているため問題ないと考えます。

また、法人が農地を所有する場合、農地所有適格法人の要件を満たす必要がありますが、法人形態、事業、議決権、役員要件を全て満たしています。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。

議長

34番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。

森推進委員

事務局から説明があった通りで、譲受人は農地所有適格法人の要件があります。隣地でも申請地と同規模でシャインマスカットを栽培しており、山梨県韮崎市でも農地を所有して栽培しています。したがって、技術的に問題はなく、申請地を適正に耕作できるものと考えます。なお、現地は1月7日に確認しています。

議長

34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

坂田委員

隣地は営農型太陽光発電設備を設置して営農していますが、下部の作物の状況は確認していますか。

事務局

今年ようやく実をつけ、昨年からの販売を開始していることを聞いています。

坂田委員

隣地の申請を審議した際には、3年間、状況を確認していくということで許可したと記憶しています。私も継続して現地を見ており、その状況から問題ないと思いますが、営農型太陽光発電については、農水省も当初と考え方を変えてきています。このため、事務局の考えを確認したく質問しました。

事務局

営農型太陽光発電設備の設置を許可した場所については、年に1回の報告が義務付けられており、状況は把握しています。当該案件は、市内の他の事例と比較しても、問題ない状況と考えています。

議長

34番について、その他に意見、質問等がありますか。

意見等が無いようですので、34番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、34番は許可と決定します。

続いて、35番について事務局から説明してください。

事務局	<p>譲受人は川和町及び見花山で、イチゴやトマトの施設栽培を中心に耕作されています。譲渡人は高齢により農地を手放すことを考えていたところ、すぐ近隣で耕作をしている譲受人と話がまとまり売買により所有権移転をされることとなりました。申請地は果樹及び露地野菜畑として利用する予定です。</p> <p>なお、申請地は利用権が設定されていますが、耕作者は賃借の中断の意思があり、本申請については同意しているため問題ありません。耕作ができなくなってしまうため、3月末で利用権の更新をしない旨を北部農政事務所に報告していましたが、前倒しで解約の手続きを行っています。</p> <p>農作業は本人のほか、息子2名で行います。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和条件についても、現在すでに耕作をしている土地のすぐ隣地のため問題ないと考えられます。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>
議長	35番について、地区担当の菅沼委員の意見はいかがですか。
菅沼委員	<p>内容については、事務局の説明の通りです。譲受人は川和町で1番、2番の篤農家で、最近息子2名も農業経営に加わりました。現在の経営はイチゴとトマトをハウスで栽培していますが、それに加えて収穫時期の異なるカキ、ミカン等も栽培し、年間を通して収穫しています。カキとミカンは小規模ですが、昔から栽培を行っています。栽培技術については問題ありません。また、申請地は自宅の近くであり、今後の営農には何ら支障はありません。</p>
議長	<p>35番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、35番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、35番は許可と決定します。</p> <p>続いて、36番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人・譲渡人は同一の世帯です。申請地の2筆について、生前贈与を行うため今回の申請となりました。</p> <p>申請地は譲渡人・譲受人世帯で現在耕作しています。また、世帯の所有農地は、申請地も含めて全て良好に耕作されていることから全部効率利用要件・常時従事要件について問題はありません。</p> <p>また、地域との調和要件についても、すでに申請地を耕作しているため問題はなく、引き続き耕作を行うため要件を満たしております。</p> <p>なお、譲受人は未成年者なので、親権者からの申請という形をとっています。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>

議長	36 番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。
金井委員	事務局の説明の通りです。譲受人世帯は熱心に営農されています。また、譲受人自身も休日は作業を手伝っていると聞いていますので、問題ないと思います。
議長	36 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、36 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、36 番は許可と決定します。 続いて、37 番について事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業を営んでおらず申請地の売却を考えていました。このたび、隣接農地所有者である譲受人が申請地を取得して一体管理することで話がまとまったため、申請に至りました。 譲受人世帯の現在の耕作面積は約 70a で、申請地を加えると約 77a となります。全ての経営農地は露地野菜畑として、良好に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、露地野菜畑として耕作予定です。 なお、譲受人世帯の所有地において、登記地目が畑で、現況が宅地になっているところがありましたので、「第 4 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の 61 番で、申請を受け付けています。 自宅から申請地までは車で約 3 分・約 1.4km で、現在の経営農地の隣地になるため、通作距離に問題はありません。常時従事者は、本人含め 3 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。すでに隣地を耕作しているため、周囲との調和要件についても問題ありません。 以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、第 4 号議案の議決を要件として、許可要件を満たすと考えています。
議長	37 番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。
飯塚推進委員	1 月 16 日に現地を確認し、その際に譲受人にも会いました。譲受人は昔から知っており、最近では 4 年前に農協の野菜部の支部長を務めていた方です。現在、後継者の息子とともに営農しており、何ら問題ないと考えます。
議長	37 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、37 番について、4 号議案の議決を要件として許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4号議案の議決をもって37番は許可と決定します。 続いて、続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。23番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢のため農地の耕作ができず、土地の有効活用を検討していたところ駐車場として借りたいとの要望があり、転用を申請するものです。 借受法人は、横浜市磯子区に本店を置き、横浜市を中心に自動車のレンタル・リース業等を営む法人です。申請地の近隣で借りている850㎡の駐車場について撤退を求められており、移転先を探しておりました。また、近年の事業拡大に対応するため3台増車する予定があり、現在借りている駐車場よりも大きい950㎡程度の土地を必要としていました。 立地基準は第3種農地です。申請地の300m以内に小机駅があります。 隣地に農地はありません。敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。隣地境界は出入口部分を除き鋼板土留めで被害防除します。 申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。
議長	23番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。
石井委員	16日に現地にて事務局から説明を受けました。何ら問題はないと思います。
議長	23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、23番は許可相当とし市に進達します。 続いて、24番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は相続により農地を取得しましたが維持管理に苦慮し、土地の有効活用を検討していたところ駐車場として借りたいとの要望があり、転用を申請するものです。 借受法人は、横浜市港北区に本店を置き、運送業を営む法人です。申請地の近隣で借りている同程度の面積の駐車場について撤退を求められており、移転先を探しておりました。主要取引先である都筑区川向町からの距離、近隣に住宅が密集していないこと、必要面積が確保でき借受けられる等の条件を満たす唯一の土地でした。 立地基準は第2種農地です。市街化区域500m以内に存する農地で、10ha以上の集

団農地に含まれません。

隣地農地所有者には計画について説明の上、承諾を得ています。出入口については、別法人が利用している隣地の申請者所有の土地を通して申請地に車を停める計画で、所有者及び隣地借受法人も出入口の通行について承諾しています。敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。隣地境界は出入口部分を除き鋼板土留めで被害防除します。

申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

24 番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員

さきほどの案件と同様、16 日に現地にて事務局から説明を受けました。何ら問題はないと思います。

議長

24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、24 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、24 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、25 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者が高齢のため農地の耕作ができず有効活用を検討していたところ、クレーン車を使用した土木工事業を営む法人より借受要望があり転用するものです。

借受法人は、現在所有している駐車場の一つを解約することとなっているため、車両を置ける場所を探していました。

敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。出入口部分は既存の土留めを撤去し転圧して碎石を敷きます。また、スロープ状にして入口とします。周囲は既存の鋼板に追加して撤去した土留めを移設します。周囲に畑はありません。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管があり、500m以内に街区公園が2つあります。

他法令の手続きはありません。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

25 番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。

金井委員

1月15日に現地を確認しました。特に問題はないと思います。

議長

25 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。



	<p>無いようですので、25 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、25 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。43番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は横浜市内で土木建築工事の設計等を営む法人です。西区にある本店以外に資材置場が無く、手狭な状態です。業績が伸びており、業務拡大に向けて本店からのアクセスや必要面積等の条件を満たす土地を探していました。 立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に今川公園と中沢町清水ヶ丘公園があり、前面道路に上・下水道管があります。 敷地内は砂利敷きや転圧等を行わず、現状の土、斜面地のまま利用します。斜面地のため、資材を置く場所に一部単管パイプで棚を設け、その上に資材を置きます。敷地北側と東側に土留を設置します。 資材の搬入については、申請地が傾斜地であり車両の乗り入れが困難なことから、近隣住民の迷惑にならないよう搬入車両を近くの駐車場に止める等の配慮をします。雨水排水計画については、旭土木事務所下水道公園係と協議し、手続き不要の回答を得ております。 申請者に農地法上の違反はありません。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>43 番について、地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。</p>
飯田委員	<p>12月に現地を確認しました。保土ヶ谷バイパスと住宅に囲まれている場所のため、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>43 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、43 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、43 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、44番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は都筑区茅ヶ崎中央で不動産賃貸業等を営む法人です。港北区で一般建築業を営む借受法人から、資材置場用地の賃貸要望を受けており、このたび申請地が見</p>

つかり申請に至りました。

借受法人は市内を中心に建築・リフォーム工事を請け負っていますが、本店は代表自宅の一部を事務所として使用しており、本店以外に大曾根一丁目に作業場を借りていますが、専用の資材置場はありません。現在は作業場や現場に必要な資材を都度購入して仮置きしていますが、受注数の増加に伴い作業場の作業スペースを圧迫していることや資材確保の効率化の観点から、専用の資材置場が必要となっていました。このため、本店・作業場から5km圏内かつ近隣に住宅が少ないエリアで、必要資材と業務用車両を保管できる500㎡規模の土地を、譲受人を介して探していました。

申請地は本店や作業場から近く、必要面積等の条件も合うことから選ばれました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m以内に新吉田第二小学校と新吉田町公園があります。

出入口部分はアスファルト舗装とし、それ以外は砕石敷きとします。雨水は新設U字溝を介して新設柵に集水し、前面道路の公共下水道に接続・排水します。周囲は既存ブロック積及び新設ブロック積で囲み、被害防除します。

申請地は宅地造成工事規制区域外であり、建築物等を建築しないため、宅地造成や開発行為等の許可申請は不要となっています。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長	44番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。
加藤保委員	1月17日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、特段問題はないと思います。
議長	44番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、44番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、44番は許可相当とし市に進達します。 続いて、45番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は都筑区で不動産業のほか建設業を営む法人です。受注増加に対応するため、事業拡大に伴い資材置場の新規購入を検討していたところ、申請地が見つかりました。譲渡人は高齢のため農業の縮小を考えており、譲受人と話がまとまったため申請に至りました。 譲受人は横浜市内に本店所在地以外の事業地がないため、建築資材を事前に購入して保管することができず、余った資材や建築残土は毎回廃棄せざるを得ず、非効率な状況です。また、資材置場がないことから、受注を一部断らざるを得ない状況です。

近年の急激な価格高騰から資材を受注前に大量購入し、廃棄していた余った資材や建築残土を保管したいと考えており、事業拡大を機に 1,000 m<sup>2</sup>程度の面積の土地を探しておりました。申請地には建築残土や砕石材といった建築資材と、積み下ろしに使用するバックホウなど重機を停める計画です。取得できる見込みのある土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。500m以内に市街化区域があり、10ha以上の集団農地に接続していません。

敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。外周の法面や緩衝帯は土のまま整地します。出入口は既存擁壁を一部取り壊して拡幅し、コンクリートスロープを設置しますが、流れ出る雨水は雨水浸透柵及び雨水浸透管を新設して場内処理とします。隣接地との境界には3～4段積コンクリートブロックを新設します。隣接地に農地がありますが、耕作に影響ないことを確認済みです。

他法令その他の手続きに関して、宅造規制区域内で一部造成を行うことについて許可不要であることを、建築局調整区域課に事前相談資料を提出して確認済みです。雨水浸透柵の設置については、下水道河川局河川管理課から承認済みです。前面道路の利用方法、道路際の既存擁壁を一部取り壊すことについて問題ないことを都筑土木事務所に確認済みです。埋蔵文化財包蔵地区内のため、埋蔵文化財発掘の届出を教育委員会に提出済みです。

申請者に農地法上の違反はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長	45番について、地区担当の中山推進委員が欠席のため、代理の根本推進委員の意見はいかがですか。
根本推進委員	北・東側と南側の一部は1～1.5m程の段差があり、既存のコンクリートブロック等があるため特段問題はないと思います。西側と南側の一部は、事務局の説明の通り、隣地との境界にコンクリートブロックを新設するとのことで、こちらについても問題はないと思います。
議長	45番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
菅沼委員	転用目的が資材置場ということで機材や建築資材のほかに残土も置くという話ですが、どの程度の規模の残土を置くのかの詳細な計画を提出してもらっているのでしょうか。
事務局	約200m <sup>2</sup> の面積に残土を配置し、飛散防止シートで覆います。高さは最大で約2mの計画となっています。
坂田委員	都筑スポーツセンターの裏ということで、資材置場に転用され、残土等の運搬車両が出入りするの道路の通行上、問題はないのでしょうか。近隣に説明はしているの

	<p>でしょうか。</p>
事務局	<p>出入りする車両は、最大で4トントラックと聞いています。当該車両の通行に際して、道路管理者である都筑土木事務所には事前に確認しています。</p>
根本推進委員	<p>前面道路の幅は約4mのため、車両のすれ違いはできません。このため、通行者が互いに配慮し合って通行するのではないのでしょうか。</p> <p>残土の件について、資材置場の全体が約1,500㎡で、そのうちの約200㎡が残土置場のスペースとなります。配置する残土は400㎡ということで、単純計算で最大で高さは2mとなります。資材置場全体が残土置場になるわけではなく、全体として見れば問題ないと考えています。</p>
菅沼委員	<p>今回は5条の所有権移転の申請であるため、転用後に転売される恐れがあります。新たな所有者になって大量の残土を置かれてしまうと農業委員会としては指導できないため、そういった状況を危惧しています。</p>
議長	<p>45番について、その他の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、45番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、45番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、46番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、旭区三反田町で農業と不動産業を営んでいます。非農家の親族が相続した申請地の購入依頼がありましたが、自身もこれ以上耕作できず、他に条件の合う買い手もつかなかったため、今回申請地を購入し転用申請するものです。</p> <p>借受法人は三反田町で建設・土木業を営んでいます。現事業地は資材を危険な状態まで積み上げており、駐車スペースが足りず路上駐車せざるを得ない状況で事業に支障があります。このため、新規追加の資材置場を探していたところ、条件に合致する土地が申請地しかありませんでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域500m以内に存する農地で、10ha以上の集団農地に含まれません。</p> <p>敷地内は転圧後砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側水路際の法面の上と東側はブロック4段積とネットフェンスを新設します。西側は既存コンクリートブロックとフェンスがあるため、それをそのまま活かします。</p> <p>他法令に関して、宅地造成工事規制区域に該当しますが、土の切り盛土は発生しないため手続きはありません。</p> <p>前面道路は私道となっていますが、公道まで続くアスファルト敷きの道路形状の</p>

	<p>土地となっています。当該私道は管理組合が管理しているため、その組合を通じて、通行に支障がない旨を各土地の所有者に確認しています。</p> <p>申請者に農地法上の違反はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	46 番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	1 月 10 日に現地を確認しました。隣地が梅畑であることが気になりましたが、お会いした所有者に話を聞いたところ、隣地所有者は親戚で計画を話して了承が得られているとのことでしたので、問題はないと思います。
議長	46 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、46 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、46 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 4 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。59 番から 61 番までについて、事務局から説明してください。
事務局	<p>59 番について、立地基準は第 3 種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m 以内に公共施設等が複数あります。14 年前から駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>60 番について、立地基準は第 3 種農地です。前面道路に上・下水管が埋設されており、500m 以内に公共施設等が複数あります。10 年前から駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p> <p>61 番は、第 1 号議案 37 番の関連案件で、立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500m 以内にあり、10ha 以上の集団農地に含まれません。11 年前から宅地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。</p>
議長	59 番から 61 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、59 番から 61 番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、59 番から 61 番につきまして証明交付とします。また、第 1 号議案 37 番についても、許可となります。 続いて、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。

12 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地は、羽沢農業専用地区の中の農用地及び調整区域内農地です。こちらの案件につきましては、令和6年5月20日に被相続人が亡くなり、長男である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。

相続人は広く露地野菜を栽培しており、申請地は全て良好に耕作されています。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済みです。申請地の状況については、農業用倉庫部分等を除外しています。

以上から、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えます。

議長

12 番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。

平本委員

4 年前、被相続人が相続人として相続税の納税猶予の適用を受けましたが、このたび亡くなり、今回の申請となりました。相続人は熱心に営農されている方で、何ら問題はありません。

議長

12 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、12 番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、12 番は証明交付とします。

続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。20 番について、事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきましては、1月9日に相続人・地区担当の小川名委員・事務局で立会いを行いました。現地調査により、対象の農地は露地野菜畑・水田・果樹畑として良好に耕作されていることを確認しています。

以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。

議長

20 番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。

小川名委員

9 日に対象者と事務局と立ち会いました。田・畑ともに良好に耕作されていますので何ら問題ないと考えています。

議長

20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

意見等が無いようですので、20 番について適正に利用されていることに賛成の方

は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、20番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。

続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。9番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地は北八朔町の農用地にある田んぼです。現在は耕作されておらず畑に転換し、隣地の畑の耕作者に貸し付けを行う目的で農地造成を行います。

申請地の北側、西側は道路があり、南側には土地所有者自宅、水路があります。隣接している農地は東側にある造成後に申請地を借受ける耕作者の畑のみです。盛土は東側の畑の高さと合わせ現在の高さから最大182cm行い、東側の畑とはフラットな仕上げにします。道路面からは高いところで65cm高くなる予定です。道路と水路に接する部分は土砂流出防止のため土留鋼板を設置し、隣地境界から30cm以上離して30度の勾配の法面を作り、法面は芝張りで保護します。宅地と接する部分は宅地が高い位置にあるため、法面は作らずフラットのままになります。また、入口は北側の既存入口をそのまま活かし、高くなった畑から道路に土砂流出がしないよう処置を行う予定です。

計画内容について、隣地所有者の同意を得ています。また、横浜市の技術的基準に適合していること、農業振興地域整備計画に支障がないことを北部農政事務所に確認しています。

以上、計画は妥当と考えます。

議長 9番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員

申請地は田んぼで、深くなっているため管理が難しいです。また、地権者は関西に単身赴任しているため耕作ができず、隣接地の耕作者が借りる予定となっています。畑の土を搬入すると聞いており、問題ないと思います。

議長 9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

坂田委員

1.8mの盛土ということで、どのような手法で施工するのか内容をもう一度説明してください。

事務局

境界には土留鋼板を設置し、境界から30cm以上離して30度の勾配の法面を作ります。今回の計画は最大で182cm盛土する計画ですが、案内図にあるお寺側の日当たりを気にされているので、西側が一番高く182cm盛土し、そこから約30cmずつ下がるような施工となっています。申請地全体を182cm盛土する計画ではありません。

関戸委員

畑から土を搬入するとのことですが、搬入量は相当な量になると思います。搬入元での手続きは不要なのでしょうか。

事務局

ご自身の畑から土を搬入するのではなく、泉区上飯田町の宅地造成等で生じた土を申請地に搬入します。

議長

9番について、その他の意見、質問等がありますか。  
意見等が無いようですので、9番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、9番について承認と決定します。  
続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。14番について、事務局から説明してください。

事務局

令和6年11月9日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

14番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

主たる従事者は11月9日に亡くなる前は施設に入所していましたが、30年以上前から野菜の直売をされていた方で、私も一緒に販売していたこともあります。問題はないと思います。

議長

14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、14番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、14番は証明交付と決定します。  
続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。18番から21番について事務局から説明してください。

事務局

主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありま



	したので情報提供します。買取希望がある場合は、2月5日(水)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	18番から21番について、あっせんに協力します。 続いて、第10号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。6番について、事務局から説明してください。
事務局	案内図をご覧ください。申請地は農用地区域ですが、近隣に住宅地があり、市民菜園の需要を見込んで申請がなされました。事業計画書の2の開設内容をご覧ください。貸付期間は2年間、36㎡を2区画、58㎡を1区画、合計3区画を貸付予定です。募集方法は現場の看板です。通作手段は徒歩を想定しています。配置計画図をご覧ください。一部自作地と利用権設定地を残し、図面のように3区画作る予定です。 横浜市と開設者との貸付協定は令和7年1月8日に結んでおります。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。
議長	6番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	1月7日に現地を確認しました。開設者は植木農家で自作地は良好に管理しており、農園も3区画と小規模のため問題ないと思います。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6番は承認と決定します。 議事については終了しましたので、報告事項第1号から第6号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第6号について、事務局から説明してください。
事務局	報告事項第1号から第6号まで一括で報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第6号までを了承とします。 これもちまして、第19回総会を終了します。  (午後3時30分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年1月24日開催 第19回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	
5	小島 重信		出席	
6	平本 武夫		出席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		出席	
11	小池 誠一郎		出席	
12	岡本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉崎 精一		出席	
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		出席	議事録署名人
18	石井 芳明		出席	議事録署名人
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯 嶋 啓 吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		欠席	
7	中山 勝		欠席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		欠席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原 俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		出席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		出席	
19	森 正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし